

今回は、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会について説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておきます。

Q1 議長の散会宣告について

定例会の最終日において、議長が散会宣告を述べたが、閉会宣告をしなかった。

会議規則で、会議時間が10時から16時としていること、議長の散会宣告が15時過ぎに行われたこと、最終日の本会議の前に開催された議会運営委員会で、全日程終了後に追加で審議する事件はないことが確認されていることから、事務局としては閉会宣告がされたと判断し、特に何もせずに会議時間を経過したことから、宣告に基づく閉会が行われたとしているが、このような判断でよいか。

A1 結論から言いますと、閉会宣告も行われたと判断することはできないと考えます。したがって、今回の事例は、議長の宣告による閉会ではなく、閉会宣告がなされずに会議時

連載 46

議会運営

Q&A

全国市議会議長会
調査広報部副部長
本橋 謙治

間が経過したことによる自然閉会と考えます。

議会が活動状態に入るには議長の開会宣告が不可欠ですが、議会の活動が休止状態に入る、つまり閉会するには必ずしも議長の閉会宣告は不可欠な要件ではありません。

通常、閉会時には本日の会議を閉じる散会宣告をしてから、閉会宣告をします。つまり、会議を閉じることと議会の活動能力を停止させることは別であることを意味しています。

このことから、Q1のように会議を閉じる意味の散会宣告のみを行ったことをもって、閉会宣告もされたと見なすことはできないと考えます。仮に散会が閉会宣告を含むと解するならば、会期中の散会宣告と異なり、最終日の散会宣告に限り閉会宣告も含むと解することになります。そのような解釈には無理があるからです。

以上のことから、Q1の場合、自然閉会として扱うべきと考えます。このようなことを防ぐために、議会事務局が常に議長の傍らで待ち、閉会宣告を行わなかったときは、速やかに閉会宣告をするように事務局が議長に助言するべきです。

参考 地方自治法

第104条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

参考 標準市議会会議規則

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

Q2 投票表決における議場の開鎖の時期について

今定例会で議会に提出された条例案について、住民の関心が非常に高く、また、議員の賛否も拮抗していることから、当該条例案については投票表決で決することが議会運営委員会で決定した。

これを受けて、投票表決の方法等について事務局及び議会運営委員会で協議しているが、議場の開鎖の時期について、投票終了後にするべきという意見と、賛否が確定するまで開鎖するべきではないという意見があり、どちらが正しいのか判断に苦慮している。

投票表決における議場の開鎖の時期は、いつがよいのか。

A2 議会の表決方法として標準市議会会議規則は、簡易、起立、投票による表決を規定しています。この他に、各議会の規則等には挙手による表決や、最近では表決システムを活用した方法を採用している議会もあります。

このように、表決方法については、地方自治法での規定はなく、各議会が定める会議規則に基づいてどの表決方法を採用するか決めることができますが、多くの議会が従来から

の表決方法を採用しているのが実情です。

投票表決には、記名と無記名がありますが、いずれの方法も賛否を記載した票を投じることから、投票時の議場の開閉に関する違いはありません。地方自治法には、投票表決における議場の開閉に関する規定はないことから、各議会で定める会議規則に議会の開閉に関する規定を設けることとなりますが、標準市議会会議規則には、議場の閉鎖の具体的な時期に関する規定はあるものの、開鎖の具体的な時期に関する規定はありません。このことが、開鎖の時期に関する疑義が生じる原因の一つとなっています。

では、議場の閉鎖を解く具体的な時期はいつがよいのかということですが、Q2で示されている二つの時期のいずれでも可能というのが結論です。しかし、それぞれに長所と短所があることから、これらを考慮していずれの時期がよいのかを各議会で決めることが必要です。

まず、投票終了後に議場の閉鎖を解く方法ですが、この方法は各議員が既に賛否を示した票を投票箱に入れてから、この時期に閉鎖を解いても各議員の賛否は確定しており、開鎖は問題ない、という考えに基づくもので、標準市議会の議事次第書はこちらの考えを採用しています。

投票終了直後に議場の閉鎖を解くことの利

点は、投票用紙の中に賛成か反対か不明な票があった場合や有効票とみなすべきか否か疑義がある投票について、立会人の意見を聞くだけではなく、休憩し、議会運営委員会を開催して判断することが可能となることにあります。しかし、その一方で、投票に参加していない議員が投票終了後の開鎖により議場に入ることが可能なため、投票表決の結果に不満を抱き異議や投票のやり直しを主張する可能性があります。標準市議会会議規則には投票表決に基づく結果に対する異議を認める規定などはありませんので、このような主張をする議員はいないと思われませんが、議事進行発言や不規則発言などで議会の円滑な運営に悪影響を及ぼすことは十分に予想できます。このことは、投票表決の手続が議会における選挙を準用していることから、選挙においても同様の問題が生じるおそれがあります。

これに対して、議決結果の確定後に議場の閉鎖を解く方法は、投票終了だけではなく、議会の議決結果が確定するまでが表決の一連の流れであり、議決結果の確定まで議場の閉鎖を解くべきではないとする考えに基づくものです。標準市議会会議規則の議事次第書はこちらの考えを採用しています。この考えに基づく運営ならば、投票終了後の議場の開鎖に

よる問題点の発生を未然に防ぐことが可能ですが、その代わり票の疑義に関する判断を立会人と議長のみで行わざるを得ないことになります。

参考 地方自治法

第116条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

参考 標準市議会会議規則

第27条 投票による選挙を行なうときは、議長は、第25条（選挙の宣告）の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

第30条 議長は、投票が終了と認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

第31条 議長は、開票を宣告した後、○人以上の立会人とともに投票を点検しなければならぬ。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から

ら指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならぬ。

第74条 記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第27条（議場の出入口閉鎖）、

第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、

第31条（開票及び投票の効力）、第32条（選挙結果の報告）第1項及び第33条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。

参考 市議会議事次第書

議長 投票漏れはありませんか。
(なし)

議長 投票漏れなしと認めます。
議長 投票を終了いたします。

議長 議場の閉鎖を解きます。
(議場閉鎖)

議長 開票を行ないます。

参考 都道府県議会議事次第書

議長 投票漏れはありませんか。
(なし)

議長 投票漏れなしと認めます。

議長 投票を終了いたします。
議長 開票を行ないます。

議長 ○○君及び△△君立会を願います。
(開票)

議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数 ○票

白票 ○票
青票 ○票

以上のとおり白票・青票が多数であります。

よって、「第○号議案・○○の件」は原案のとおり可決・否決されました。

議長 議場の閉鎖を解きます。
(議場閉鎖)

03 議員の自主退席を求める動議について

A 議員ほか数名の議員が連署して、B 議員に対する辞職勧告決議案が提出された。当該決議案の提出となったきっかけは、B 議員がA 議員を市内で開催された会議で批判したことによるものである。

当該決議案の本会議での運営に関して、議会運営委員会で協議した際に、

一部の委員からA議員は除斥ではないのかとの指摘があり、事務局の見解としては除斥ではないという旨を伝えるところ、議案提出の経緯を考えると納得がいかなのでA議員以外の提出者又は賛成者の議員が提案説明すべきではないか、との主張がなされた。これについても、事務局としては誰が説明するかは提出者が判断すべきことで、議会運営委員会の意見に法的な拘束力はないと伝えた。

これに対して、本会議でA議員は議員辞職勧告決議案の提案者ではあるが、審議に参加することは適当ではないため、A議員の自主的な退席を求め、動議を提出したいという相談が議会事務局に寄せられた。この動議の扱いについて、どのようにすればよいのか。

A3 まず、A議員の除斥については、結論から言いますと、A議員は除斥の対象にはなりません。確かに、B議員に対する議員辞職勧告決議案の提出はA議員とB議員との間に生じたトラブルが原因ですが、それは間接的な利害関係であり、除斥は直接的な利害関係がある事件が対象であることから、A議員は除斥とはなりません。

次に、A議員が提案説明することの可否ですが、除斥とならない以上、A議員は当該決議案の審議に参加することが可能であり、提案者として提案説明や他の議員からの質疑に対して答弁することは可能です。また、A議員が提案説明や答弁すべきか否かは、Q3の事務局の説明のとおり、A議員の方で判断し決めることであることから、議会運営委員会でA議員以外の議員が説明や答弁をするべきと主張しても、それに応じるか否かはA議員を始めとする当該決議案の提出者や賛成者である議員の判断になります。

このようなことから、本会議でA議員の退席を求める動議を出すことは、当該決議案の審議に参加することに法的には問題のない議員を議場から排除することを求める内容であることから適当ではなく、このような動議を提出するべきではありません。

参考 地方自治法

第117条 普通地方公共団体の議会の議

長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一人身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同

意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

参考 行政実例（昭和26年3月16日）

問一 請願に関連する不正行為がたまたま審査委員会の事件として取り上げられた場合、その事件には直接間接何ら関係しない紹介議員は、審査委員を除斥されるべきか。

問二 前述の理由で除斥されることは、たとえば当該議員が紹介したときにその請願は審議不可能となるので、除斥の対象とはならないと思うがどうか。

答 単に請願の紹介をしたことのみをもって、当該議員がその請願に関する事件に関して除斥されることはない。

Q4 常任委員会への付託の動議について

今定例会に執行機関より提出される条例の一部改正案については、議会運営委員会での協議の結果、所管の常任委員会に付託することなく、本会議での審議のみで採決することとなり、議長が質疑の終了後に常任委員会への付託を省略する発議を行うこととなった。

これに対して、常任委員会への付託を強く求める会派が本会議において、常任委員会への付託の動議を提出することを議会事務局に通告してきた。当該動議の取扱いについて、どのように対応することが適当か。

A4 議会に提出された事件は、提案説明、質疑を経た後に所管する常任委員会へ付託されることとなります。委員会での審査を重視する考えである委員会中心主義を採用している議会では、常任委員会への付託は、議会での議決を得ることなく議長の宣告で行われます。一方、本会議での審議を重視する考えである本会議中心主義を採用している議会では、常任委員会への付託は議会の議決に基づいて行われます。前者は都道府県議会や市議会で、後者は一部の市議会と町村議会で行われている運営です。

Q4の議会は、委員会中心主義を採用している議会と思われ、常任委員会への付託は会議に諮らず、議長の宣告で行われることから、常任委員会への付託は議長の専権事項と考えます。

このような、議長の専権事項に対して動議を提出することは、会議規則で認められている議長の専権事項を動議の提出及び可決によ

り変更できることにつながりかねないものであり、一般的には不適當な動議であると解されず。

また、今回は、議長が常任委員会への付託省略を發議することになっているので、わざわざ常任委員会への付託の動議を出す必要はなく、議長が發議した常任委員会への付託省略に反対すれば済む話です。

このことから、当該動議の提出を検討している会派に対し、そのような動議を提出することは避けて、付託省略の發議に反対することでの対応を促すことが適當です。仮に当該動議が提出されたら、会議規則上認められている付託省略の發議（又は動議）を先に諮り、これが可決したら常任委員会への付託の動議は議決不要で処理することが適當と考えます。

参考 標準市議会会議規則

第37条 会議に付する事件は、第141条

（請願の委員会付託）に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2.3 略

参考 標準町村議会会議規則

第39条 会議に付する事件は、他に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は、討論を用いずに会議に諮つて所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託することができる。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 略

Q5 議員辞職勧告決議と議員辞職について

当市議会の議員が不祥事を起こしたことが新聞等で報道された。これを受け、当該議員が議員辞職を決断し、議長に対して議員辞職の届出を行った。

その一方で、一部の議員が当該議員に対し、議会として何らかのけじめを示すべきであるという考えから、当該議員に対する議員辞職勧告決議案の提出を検討している。

議員の辞職については、全議員がこれに同意することが確実であり、議員辞職が不許可となることはないことか

ら、議員辞職勧告決議案の提出について反対する議員も多々いる。

この様な状況で、議員辞職勧告決議案の提出は可能なのか。また、可能ならば、議員の辞職の届出と辞職勧告決議案の議事はどのようにするべきか。また、当該議員は現在、本会議に出席することは自粛しているが、今後、辞職の許可が出る前に本議会に出席し、発言することは可能か。

A5 まず、不祥事を起こした議員に対して議員辞職勧告決議案を提出することの可否ですが、提出は可能です。ただし、これが可決しても法的な効力は生じないので、最終的には本人が当該議決を踏まえて、辞職するべきか否かを判断することになります。

また、議員辞職勧告決議案の提出は、対象となる議員が既に議員辞職の意向を固めているとしても、これを理由に当該決議案の提出を法的に規制するものではありませんので、議員辞職の届出の有無が当該決議案の提出の可否に法的な影響を及ぼすことはありません。では、実際に議員辞職勧告決議案が提出された場合の議事ですが、日程事項の優先度を考慮する際に参考となる考えとして、競合する動議の優先度に関しては、なるべく採決の

機会を与えるようにする、というものがあります。例えば、休憩の動議と散会の動議が提出されたときは、休憩の動議から諮ります。これは、休憩して再開後に散会の動議を諮ることができませんが、先に散会の動議を諮って可決してしまえば、休憩の動議を諮ることができないからです。

このように、議員辞職勧告決議案を議員の辞職許可の後に審議しても、Q5によれば、辞職が許可されることが確実であることから、辞職が許可された後に辞職勧告決議案を審議する意味がないことを考慮すると、辞職勧告決議案を先の日程事項とし、これが可決した後には当該議員からの辞職を日程にすることが適当ですが、そもそも、既に辞職の意向を固めた議員に対して、議会が辞職勧告を議決する必要性があるかという点についても議院内での議論が必要と考えます。

なお、議員辞職の届出を行ったことを理由に本会議を欠席しなければならぬということではありませんので、最終的には辞職を希望する議員の判断ですが、本会議に出席して当該不祥事に関する陳謝等を行うことは可能です。

最後に、当該会期中に提出された議員辞職の申出を議長の判断で会期中に付議することなく、閉会中に議長による辞職の許可を出す

ことは、議会開会中の議員に対する辞職の許可は議会の権限であることから、議員から提出された辞職の届出を議長の判断で会議に諮らないことはできないと解します。

参考 地方自治法

第126条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

参考 行政実例（昭和32年12月24日）

問 議会開会中議員から辞職願が提出された場合、議長が議会に諮らないこともできるか。できるとすれば、議員の辞職について如何に措置すればよいか。
答 できない。

参考文献

- 議会運営の実例（自治日報社）
- 逐条地方自治法（学陽書房）
- 議会運営実務提要（ぎょうせい）
- 地方自治関係実例判例集（ぎょうせい）
- 地方議会用語辞典（ぎょうせい）